

卸売販売業に関する変更事項等

※提出時期欄の説明 変更後：変更のあった日から 30 日以内

変更事項	提出時期	添付書類
○開設者の氏名又は住所	変更後	○履歴事項全部証明書（開設者が法人の場合の氏名又は住所の変更のとき。発行日から 6 か月以内のもの。） ○戸籍抄本、戸籍謄本又は戸籍事項証明書（開設者が個人の場合の氏名の変更のとき。発行日から 6 か月以内のもの。）
○責任役員 （申請者が法人の場合）	変更後	○履歴事項全部証明書（発行日から 6 か月以内のもの） ※「変更届（責任役員変更専用）」を使用するか、変更届の備考欄に、「変更後の責任役員に関する医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イ～トへの該当の有無」について記載してください。
○営業所管理者の氏名、住所	変更後	○次の書類など、変更後の氏名を証する書類（氏名の変更のときのみ。住所変更は添付書類なし。） ・戸籍抄本、戸籍謄本又は戸籍事項証明書、書換え後の薬剤師免許証・販売従事登録証、他の行政機関による受付済みの薬剤師名簿訂正申請書若しくは書換え交付申請書の写し等

変更事項	提出時期	添付書類
○営業所管理者の交代	変更後	<p>○雇用契約書の写し又は4.使用関係を証する書類（別紙参考様式）</p> <p>○管理者の資格を証する書類</p> <p>1 資格証書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師免許証又は販売従事登録証 ・卒業証書や修了証明書、履修証明書など、専門課程の修了や特定科目の修得を要する卸売販売業の営業所の管理者を設置する場合、それらを証する書類 <p>※原本を提示するか、原本照合（原本を確認し、写しに次の事項を記載）した写しを提出してください。 <u>「原本照合済」の文言 ・ 確認年月日 ・ 開設者名（法人の場合は法人の名称及び代表者名）</u></p> <p>2 業務経験の証明</p> <p>業務経験を要する管理者を設置しようとする場合、その営業所において取り扱う医薬品の区分等に応じ、別添様式を用いて提出してください。</p> <p>※原本を提示するか、原本照合（原本を確認し、写しに次の事項を記載）した写しを提出してください。 <u>「原本照合済」の文言 ・ 確認年月日 ・ 開設者名（法人の場合は法人の名称及び代表者名）</u></p> <p>○5.業務経験証明書</p>
○営業所の名称	変更後	なし
○営業所の住居表示	変更後	○住居表示の変更内容を確認できる書類（住居表示変更通知書の写し、住居表示変更証明書の写し等）
○構造設備	変更後	○1.卸売販売業の構造設備の概要（別紙様式）
○兼営事業の種類	変更後	なし

変更事項	提出時期	添付書類
○放射性医薬品の取扱品目	変更後	○取扱品目一覧表 ※任意の様式により取り扱う放射性医薬品の一覧を添付してください。
○相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	変更後	なし
○開店時間に販売・授与する医薬品の区分	変更後	なし